

意見書・決議

※文面は要約して掲載しています。

米海兵隊・垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの普天間飛行場 配備計画に断固反対し、撤回を求める意見書、抗議決議 可決

沖縄防衛局は去る6月6日、米海兵隊・垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを2012年から普天間飛行場に配備する計画を、県や関係自治体に伝達した。

オスプレイは、ヘリコプターのように垂直離着陸も、固定翼機のように巡航もできる高速強襲輸送機である。しかしその特殊性ゆえに、試作機段階から今日まで墜落死亡事故などが多発し、危険性が再三再四指摘されている危険性極まりない軍用輸送機であり、騒音被害も甚大である。米国内では、その危険性から訓練が、住民の反発で中止した事態も発生している。

今回の計画は、本町上空に危険極まりないオスプレイが飛行することであり、町民をはじめ、県民に騒音被害、墜落の危険と死の恐怖を押し付ける以外のなものでもなく、看過できない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、日常生活の安全と平穏を守る立場から、下記事項を強く要求する。

- 1.日米両政府は、MV22オスプレイの普天間飛行場配備計画を撤回すること。
- 2.日米両政府は、普天間飛行場の危険性除去のため、早期閉鎖・返還すること。
- 3.日米両政府は、普天間飛行場の県内移設を前提とするあらゆる案を明確に断念すること。
- 4.日米両政府は、沖縄県の基地負担軽減を着実に実施すること。

【意見書】	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方担当大臣、 外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長
【抗議決議】	米国大統領、米国務省長官、米国防総省長官、米国務省日本部長、駐日米国大使、在沖米国総領事

地方財政の充実・強化を求める意見書 可決

東日本大震災によって、東北・関東地方では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、国の復興策とあわせて、自治体を中心とした復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。

よって、政府は2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、下記事項の対策を講じることを西原町議会は強く求めます。

- 1.被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、当該自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
- 2.医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 3.地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税、地方消費税の確保、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

【意見書】	内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)、経済産業大臣
-------	--

陳情・要請等の審議結果

内 容	審議結果
子どもの医療費助成の拡充を求める陳情	趣旨採択
離婚後の親子の面会交流に関する支援を求める意見書の提出について	文教厚生常任委員会付託
「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める請願書	
西原町ふれあいバスの購入について(要望書)	
県道浦添～西原線(38号)について	建設産業常任委員会付託
高台家屋の排水処理の徹底についての陳情について	

固定資産評価委員の選任

玉那覇 力(税務課長)

4月の人事異動に伴って税務課長に就任したため



条 例

暴力団排除条例

を県内市町村で初めて制定しました。



沖縄県内においても暴力団による不当行為により安全な生活環境が脅かされる状況があることから、町民の安心かつ平穏な生活を確保し、町の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除に関し、西原町及び町民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除活動に関する施策等を定める必要があるために制定されました。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 第1条(目的) | 第6条(公の施設における措置) |
| 第2条(定義) | 第7条(町民等に対する支援) |
| 第3条(町の責務) | 第8条(広報及び啓発) |
| 第4条(町民等の責務) | 第9条(青少年に対する教育) |
| 第5条(町の事務及び事業における措置) | 第10条(利益の供与の禁止) |

教育委員会に関する条例(一部改正)



社会教育法の改正により、西原町の条例も社会教育委員の委嘱範囲に、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を追加する必要があるために改正。

(現行)
委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。



(改正後)
委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。